

平成29年度第1回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	平成29年7月27日 木曜日 午前10時00分～午前12時00分
開催場所	市役所 7階 特別委員会室
次第	1 開 会 2 議 事 (1) 会長および副会長の選任について [公開] (2) 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について (諮問) [公開] (3) 函館市の景観行政の検証について (報告) [公開] (4) 屋外広告物の安全管理に係る規則の一部改正について (報告) [公開] 3 閉 会
出席者	都市景観審議会委員 14名 事務局 ー 函館市 9名 函館市教育委員会 3名
傍聴者	一般傍聴者 1名 報道関係者 3名

1 開 会

(司会〔事務局〕)

ただいまから平成29年度第1回函館市都市景観審議会を開催する。

当審議会については、委員の改選により、本年の6月27日から平成31年6月26日までを任期とし、委嘱したところである。

【各委員の紹介】

【事務局の紹介】

【教育委員会の紹介】

(都市建設部部长〔事務局〕)

【都市建設部部长挨拶】

(司会〔事務局〕)

本審議会委員の定数は15名であり、出席者が定数の過半数を越えているため、函館市都市景観条例第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

会議の運営について、函館市では、平成10年1月30日に「附属機関・その他の会議の設置に関する取扱い要綱」を定め、当審議会の会議についても原則公開として行うことになっており、本日の審議も公開として進める。

会議録は、その都度、その発言の要旨をとりまとめ、次回の審議会での確認を受けることとしており、本日の審議会では、本年の2月15日に行われた会議録を配付している。

会議録の内容に意見などあれば、8月4日(金)までにまちづくり景観課までお知らせいただきたい。

2 議 事

(1) 会長および副会長の選任について

(司会〔事務局〕)

議事1 会長および副会長の選出について、事務局から説明する。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本日は、委員改選後、1回目の審議会のため、会長が不在となっている。会長

が選任されるまで、私の方で議事を進めさせていただく。

会長につきましては、函館市都市景観条例第44条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。

選出方法はいかがとするか。

(A委員)

事務局で、会長の人選案があればご提案いただき、委員で審議するが良いのではないか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

ただいま事務局から会長の提案をとという発言いただいたが、いかがか。

(委員一同)

異議なし。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それでは、会長職には、6年間に渡り委員を務められ、同じく副会長も6年間務められており、景観アドバイザーや都市景観賞選考委員長も務められているなど、景観やデザインに造詣の深いB委員を事務局から提案させていただく。

(委員一同)

【賛同】

(司会〔事務局〕)

それではB委員を函館市都市景観審議会の会長に決定する。

B会長は会長席に移動願いたい。

【B委員 会長席に移動】

B会長に一言、挨拶をいただきたい。

(会長)

この審議会の議事が円滑に進むように努めてまいりたい。

議事に入る前に、審議会の前会長だったK先生について触れたいと思う。

審議会の会長を未来大学名誉教授であるK先生が長く務められていた。

今年の2月に開催された審議会ではこの席に座り議事進行をされていたが、4月20日に急にお亡くなりになられた。

K先生は未来大学創設の2000年から着任されており、函館の町が大好きで審議会等で景観の保全や発展について努力をされてきた。

未来大学では副理事長まで務め、退官後は自宅がある広島と函館を往復し、審議会や景観アドバイザーの業務を行っていた。

K先生の意志も引き継いで、函館の景観の保全、発展の手伝いをしていきたいと思う。

(司会 [事務局])

これからの議事運営を会長にお願いしたい。

(会長)

早速、会議次第に従い、会議を進めたい。

引き続き、議事1「副会長の選任」につきましても、委員の互選により定めることとなっているが、意見はないか。

(A委員)

副会長は会長を補佐するという、重要な役割をもっており、委員経験が最も長い、C委員にお願いするのが良いのではないか。

(会長)

ただいま、A委員から副会長にC委員をとのご意見があったが、いかがか。

(委員一同)

【賛同】

(会長)

それでは、C委員を函館市都市景観審議会の副会長に決定する。

C委員から一言、挨拶をいただきたい。

(C委員)

このメンバーの中では一番古く、会長の補佐を受けてもらえるのではということで、A委員から指名いただいたので、謹んで受けたところであり、会をスムーズに運営していきたい。

(会長)

議事1の「会長および副会長の選任について」は以上で終了とする。

次に、議事2「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」について事務局から説明をお願いしたい。

— (2) 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について —

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本議事につきましては、資料1のとおり平成29年7月18日に教育委員会から都市景観審議会に対し、諮問があったものである。

内容の説明につきましては、諮問した教育委員会からさせていただきます。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

【資料1に基づき説明】

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、委員の皆さまの意見を伺いたい。

(C委員)

Lさんの隣の建物だが、申し入れがあったのは昨年のことか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

家を建て替えたいという話を昨年聞いた。

(C委員)

建て替えたいという話の前に、伝建物に関する打合せ等の中で、Lさんとのコンタクトは続けていたか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

昨年、都市建設部に本人が見えて、住宅を建て替えたいという話は、その時に初めて聞いた。

過去に借り上げ市営住宅をLさんの家の下に建てるときに反対運動があり、Lさんもその一員であり、伝建物の指定を解除してほしい旨の申し出があった。

その平成12・13年当時から、指定解除はしないでほしいということで説得を続けてきた経緯はある。

(C委員)

教育委員会がLさんとどのような話し合いをしてきたか経緯はわからないが、説得するにあたって住宅を残すことだけでなく、別な場所で家を建ててもらい建物を残すというような具体的な話はしてきたか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

最初来られたときは都市建設部と一緒に話し、その後、計画の変更に係わることなので教育委員会で交渉を続けてきた。

教育委員会としては伝建地区内の建造物は守り、残し続けていきたいというスタンスであり、そのことを伝えてきたところではあるが、今後の生活を考えたときに息子さんには隣に住んでほしいとの思いから、建て替えたいという気持ちは変わらないということだった。

その上で、市として建物の買い取りも含めて話をしてきたが、売る気はないとのことであった。

建物の移築も考えられることではあるが、市として一足飛びに移築ができる状況でもない。

建物所有者の高齢化や代替わりによって同様のケースが発生すると考えられ、今後、どのように伝統的建造物を守っていくか非常に大きな課題となっている。

改めてこのようなケースが生じたときに、建物を移築することになったとしても西部地区のまちづくりを考慮してその場所を考えなければならないと思っている。

本人からは、今の土地を活用したいという意向なので、この場所で建て替えるのが第一だと考えているということであった。。

(D委員)

この建物の内部は住める状況になっているのか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

【写真投影】

建物はLさんが購入したもので、これまで誰も住んでおらず、写真で見る限りきれいではあるが、床、天井は傷んでいる。

今現在は荷物を置いているといった状態である。

本人から聞いたところによると、古い建物なので傷みは進んでおり、自分たちの子どもを住まわせる状態ではないということだった。

(E委員)

なかなか難しい問題である。

所有者の方の利益に繋がる話しであり、今後もこのようなケースは起こる問題だと思う。

今後、設計事務所や工務店の方が係わっていくのだと思うが、理解ある設計者に携わっていただきたい。

一度は、設計者からリノベーションを提案し、奮闘してくれることを切に願う。

間取りを見ても、若い世代の人が住むには現時点ではふさわしいと言い難いが、この外観を残しつつ、いろいろな工夫でリノベーションという手法を用いてくれるようないい設計者に巡り会ってほしい。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

これまで、Lさんと話をさせていただいているが、今、E委員からあったようなリノベーションに力を入れている人も多く、新しい形で取り組んでいる人もいるということで、そういった説明もしてきた。

この家は、前の所有者が代替わりする際に、隣で伝建物を所有するLさんに「買いませんか」という話があり購入されたそうで、そこに住まわせるつもりもあったかもしれないが、やはり住まわせるには厳しいという話であった。

会う度に、この話はしており、伝わっているとは思いますが、なかなか首は縦に振ってくれない。

本人はこの建物を買取ったという経過もあり、自分が住んでいる主屋と土蔵については、自分で改修している。

この地区を大切にしていこうという考え方を持っている方でもあるので、これからも自分が住んでいる部分は守っていくということは話してきた中で感じており、新しい建物を建てる時に、この町に住んでいる以上、地区の雰囲気や景観を損なうようなことはしたくないということや、信用したいと思っている。

何度も改修についても話してきたが、やはり息子さんに住んでもらいたいということや、お孫さんが来年小学校に入学するということで近隣の小学校に通わせたいという思いもあり、老後安心して生活していくため、ここに住まいを建てて、住ませたいということであった。

(F委員)

建て替えるにしても町並みにあったデザインのものという意志は良くわかるが、そこで長く受け継がれてきた歴史が無くなるということは大きい。

新しいものができて町並み景観に合ってはいても、歴史は受け継がれないというのは一つの事実だと思う。

これから住まわれる若い世代の方が住みたいように住むという権利もわかる。

リノベーションという話しもあったように自分自身が伝建物に住んでおり、外観は大正11年のものでも、中は新しくリノベーションされた物件になっている。

何度も話をしてくて、それでも変わらないということだが、例えば、息子さん夫婦に自分の家に来てもらい、実際にリノベーションされたもので自分たちが暮らしているところをモデルケースとして見てもらい、検討してもらおうという可能性は残っているのではないか。

もし、所有者の方にその意志があるのなら協力したい。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

これまで話をしてきたが、最初はやはり過去のわだかまりがあり、なかなか話を聞いてもらえない状況であった。

何度か話をしていく中で、過去と今では人も変わり、少しずつ心を開いてきてくれてはいるが、過去のことを忘れていないわけではないという話をされた。

そのようなことをする人ではないが、この問題をこのまま引きずっていると、無断で壊されたりという事態も想定しなければならない。

町に対する思いは強いということもあって、過去の話もあるのかと思う。

その上で、自分の住んでいるところは守るということと自分の土地を活用するという思いが強かった。

提案のあった話しはしていきたいと思う。

(G委員)

過去のわだかまりというのは借り上げ市営住宅のことだと思うが、それとは別に、伝建物に指定されていると担保物件にならず銀行の融資の対象とならないということで憤慨されていた。

指定された物件に対して融資が受けられないのではないかなという観点からの話はあったのか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

そういう話は一切無かった。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

伝建物だからということではなく、80年以上経過したものについては担保価値がなかなか、つけられないという話は聞いたことがある。

(H委員)

この景観審議会は伝統的建造物群の審議会も兼ねているものなのか。
どのような位置付けでこの諮問が行われているのか教えてほしい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

景観条例に基づき、保存計画の変更について景観審議会の意見を聴かなければならないという規定がある。

その規定に基づき、今回は保存計画の変更になることから諮問している。

(H委員)

函館市として、いわゆる伝建審はないということで良いか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

伝統的建造物群保存地区だけの審議会というものはない。

(H委員)

文化財保護法的には、この審議会がいわゆる伝建審にあたると思うので、ここで出された後は文化庁との対話になるだろう。

制度の話と具体的にどう対処するかとそもそも論の3つの話をしたい。

重要伝統的建造物群は「群」であり「群れ」としての価値を市として指定する条例を作り、それに対して国が重要な文化財だという選定を行っていると思う。

全国でいろいろ見てきたが今回のような計画変更を見たのは初めてで、環境物件はたまにあると思うが、建築物が災害といったことでもなく除却されるという話が本当にあり得るのか。

これは選定取消の事態に発展する可能性だってある。

全国で最初の重要伝統的建造物群の取消になりうることをこの審議会で判断するかどうかということが1つ目である。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

文化庁には北海道の教育委員会を通じて話をしている。

文化庁からは、当初、状況は理解するが、説得を続けるべきだという話があり、その間説得を続けてきた。

審議会に諮問したいということで、これまでの経過を含めた話をしたときに、最終的には致し方ないという答えをいただいた。

(H委員)

文化庁として制度上は、指定ではなく選定であり、市としての判断を尊重するというのは当たり前で、その価値が無くなったから選定を取り消すというのは文化庁の判断である。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

そこまでの議論にはならないと思っている。

(H委員)

文化庁が怒っていると聞いている。

函館市ではこれまでに保存計画の変更が何度かあり、そのことで目をつけられているところで、こんなに重要なものが簡単に除却されてしまう。

そこで2つ目の話になるが、そこでどうするかという話になる。

あらゆる対処方法をとったのか。

リノベーションだとかについても、どのくらいの説得力を持ってしてきたのか。

借り上げ市営住宅の件で考えると市の行政に対して交わらないところがあるのであれば、別のアプローチもあると思う。

行政としてやるべき処置もあると思うが、伝建地区というのは、今までの文化財行政とは違うアプローチが求められている。

人が住んでいる建物や暮らしている環境を文化財にしてしまうという、ある意味無茶なことをしている文化財なので、そういった意味では市の行政だけで対応できるものではなく、所有者で構成する団体であったり、地域社会とどのようにコミュニケーションをとっていくかが求められている。

他の地区ではいわゆる伝建審のほかに、今のような相談が出てきたときどう対応するのかコミュニケーションをとるような制度があったり、デザインで解決できるようなことがあれば、その専門家を置くとかいろいろなアプローチ方法が行われている。

暮らしと文化財は簡単に折り合いがつかないもので、国民の財産として守っていくために国からお金をもらう一方で、そこで暮らしていくのが大変だということは感情的に理解できる。

それをどう両立させるかというところをもっと取り組まずに、簡単に除却して良いと言ってしまうと2番目、3番目の同じようなケースが出て来る。

そもそも論の話をする、伝建物だけではなく、これまでの景観やまちづくりへの取り組みの将来像として、借り上げ市営住宅のようなものをどんどん建てていくということが、がんばって守っていこうと考えている人たちにとっては「なんだこれは」という話しになりかねない。

今後も建てていくのか、あるいは耐用年数が経った物から除却し地域の価値を上げていく努力をしていくのか、そこまで言及されていない。

そういうものをつくりながらLさんに理解してもらおうという方法もあると思う。

この件に関しては、いろいろアプローチができるように継続審議し、方策を考えた方がいいのではないか。

(C委員)

伝建物というのは、地域の財産を超えて、日本の財産である。

教育委員会は、そこを取り違えており、国の財産を簡単に変更しようとする事自体よくわからない。

過去に借り上げ市営住宅の件でこじれ、その間何もフォローしなかったのではないか。

昨年、Lさんが訪れる前に話している状況が無いのは考えられない。

隣の建物を買う行為自体がLさんの認識の高さであり、理解のある人なのでE委員やH委員の話は理解できるはずだ。

最初のボタンを掛け違え、ここまでこじれているから大変な気がする。

F委員が話したように自分の家を見てもらうだとか、H委員の家も古い建物を使っている。

あらゆる手を使って日本の財産を守らなければいけない。

函館の町並みの中で伝統的な建造物が3連しているところは、ここ1箇所しかない。

函館の町で良い写真を撮ろうとするとここで撮ると思う。

それが無くなってしまふということは歴史が継続しない。

函館の財産だけでなく日本の財産を喪失するということをLさんは知っていると思う。

粘り強くやるということしか言えない。

今すぐ、諮問に対して「いいです」という答えは難しいような気がする。

もう少し議論し、何か良い知恵があるか、Lさんが我々の意見に対してどのように考えてくれるか、十分に時間をかけた方がいいと思う。

(会長)

継続的にもう少し審議した方がいいという意見が出たが、継続して審議する場合にどういった視点が必要か。

(E委員)

一方で、施主の方は来年からお孫さんが入学するということで、タイムスケジュール的な流れもある。

拘束力として、伝建物を勝手に壊してはいけないといった強い縛りはあるのか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

条例の中には罰則規定があり、罰金が5万円となっている。

(E委員)

この件は、他の委員の方からの話があったように、今後もあると思う。

継続審議でいたずらに時間を経過すると、個人の利益を優先することを否定はできないので、何かやってみようかという気がする。

お節介かもしれないが、1回はリノベーションの案を提案できるチャンスをつくることはできないか。

そこを否定されたらしょうがないかもしれないが。

過去の経緯はよく知らないが、せめて「こういう風にもできます」ということをやれるチャンスはないのだろうか。

(H委員)

他の地区の伝建審では、よその地域から専門家を呼んで構成していたりする中でも、簡単に机上では解決できないような問題は、現場に向かい所有者の方から具体的にヒアリングをしたり、提案をしている。

函館の審議会は地元の人で構成されているので、アクションを起こすことは可能だと思う。

(会長)

同じような悩みを持っているところが他にもたくさんあると思う。

何か新しいアプローチの仕方を教えてほしい。

(H委員)

先ほども話したように他の地域では、審議会の前に住民側の組織がクッション役になって間に入り、いきなり審議会に案件が上がってくるということがない。

早い段階で教育委員会や審議会にも情報が伝わり、その時点で審議委員が訪ねて行くことができる。

ただ、今回についてはそういう時間もないので、E委員から話があったように1度会って、市の行政や教育委員会とは違うアプローチで話をするということができ

ないのかなと思っている。

(G委員)

息子さんとは、話をしているのか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

息子さんとは話をしていない。

(G委員)

息子さんがこの建物の外観についてどう考えているのか。

息子さんはこの家を見て育っていて、この家や伝建地区の建物に対する思いがあるはず。

Lさんを通して息子さんがどのような構想をもっているのか、新築じゃなければだめなのか、リノベーションでもいいのか意見を聞いてみると良いと思う。

伝建の指定を解除して、孫のために家を建てたいというのはLさんの意見なのではないかと思う。

息子さんの意見を聞いてみたら、「この建物を生かして住んでもいいです。」という答えが得られるかもしれない。

(I委員)

やはり伝建地区は連続した町並みに価値があり、一方、現代の人たちが増えて住みやすい建物を作る。

1つの考え方として先ほどからリノベーションという話も出ているが、リノベーションすることによって、この地区が1つのブランドになる。

ブランドになることで、誇りを持って住むことができるというメリットを感じる事が大事だと思う。

ブランドであるという意識を持つことが大切。

古くなると資産価値が無くなるということではなく、リノベーションすることによって資産価値が上がるかもしれない。

これからも同じような事例がたくさん出てくると思うが、ブランドという誇りを持つことが基本的に大切だと思う。

(A委員)

2年前に放送されたブラタモリでこの家の前でロケをしており、実はこの家に入りたかった。

3連の伝建の建物は、NHKも認めるような価値の高いものであることをLさんに伝えてもいい気がする。

これくらい価値が高いものだということをもしかしたら分かっていないのかもしれない。

町の景観ということから、この景観は壊してはいけないもの。

間違いなく宝であるということ伝える必要もある。

(F委員)

今日の議題はとても重要なことで、所有者の高齢化は深刻な問題である。

後継者がいなくなり、伝建物を手放すというときに、この件を認めてしまうと雪崩式に同じようなケースが出てくる。

そういうことも考えて、今回の議題は慎重に判断しなければならない。

また、ブランド化という話がI委員あったが、自分が住んでいるところは伝建物が5連となっているところで、1日中観光客が通り、特に外国人の観光客が写真を撮っていくような場所。

ブランド力というのを全国だけでなく世界に観光としてもタイアップしてアピールしていくことで、それを所有したいという人が現れるかもしれないし、所有者の意識が変わってくるかもしれないと改めて思った。

(会長)

他に意見があると思うが、非常に意義深い議論だったと思う。

意見をまとめると、Lさんが取り組んできたことに関しては共感されていると思う。

一方で建物の価値が函館市の財産だけではなく、国の財産であり非常に貴重なものであるという認識。

それから、伝建地区共通の問題として、所有している人の高齢化や住まい方の変化が背景にあり、良い解決方法がないと同じような問題に突き当たるというような意見があった。

その対応策として、リノベーションについて、もう少し理解を深め、協力してもらい、解決への道筋を一緒に考える場があるといいのではないかという意見があった。

今までは保存という形で進んできたが、そこを支えてきた市民も若く、その中で成し得てきたことであったと思う。

高齢化になり、今ある財産をどう生かしていくかというように変わっていかねればいけないと思う。

その中で、今までと違う努力や対応というものを考えていかなければいけないという意見だった。

今後、どのような対応をしていくかというのはなかなか難しい。

今までは市が中心となって対応してきたと思うが、H委員やA委員から意見では、何かが間に立って話をする、あるいは、F委員やE委員からリフォームの提案をするという意見もあったように、中間に立って理解を得る努力をするということが大切なのではないかと思う。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

今の話を伺うと、いろいろなアプローチをするとか、委員の方から助言をいただくということであれば、時間をいただいて、その方法論を会長、副会長と相談し、その結果を改めて審議会に報告するということも可能である。

(教育委員会生涯学習部長)

今日の審議内容について、Lさんに伝え、相談させていただくことを考えている。

一方で、建築に係るスケジュールもあるので、可能であれば会長に今後の進め方を相談させていただきながら対応していきたいと考えている。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それでは、継続審議ということにさせていただき、早急にその内容についてみなさまに報告し、最終的に答申をいただくという形で進めたい。

(会長)

この件に関する皆さんの意見は、このままではなく何か努力してみてもどうかということだった。継続審議となるため、市はこれまでの意見を参考にしてほしい。

(会長)

続いて環境物件の石垣と樹木に関して一括で審議する。

意見はないか。

(J委員)

環境物件の認知がどのぐらいなされていたのか。

3件挙がっている所有者の認知度を確認する必要があるのではないか。今後、忘れていた、知りませんでしたという話が出てくると思うので、今後はどのようにするのか。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

このようなケースが重複しているが、当初は環境物件であることの認識はあったと思うが、年数が経ち、代替わりで認識が薄れていることもあるので、私どもとしては改めて、樹木、石垣に関しては、伝建地区の環境物件であるということを所有者の方に認識してもらうよう、文書を送るなり、訪問するなりの話をしていきたいと思う。具体的な方法については、都市建設部と協議しながら詰めたと思う。

(E委員)

除却に対しては、既に起こってしまっていることであり仕方ないが、樹木の除却に対して、土木部は了解して、都市建設部に話が拳がってこない。市役所内で価値を共有されていないことが表れている。

今後は、土木に関しても重要な景観要素として、市民を含めて意識を高めることが必要である。具体的には、市役所内のネットワークの情報共有をし、これまで機能面が重要視されてきた土木を、ヨーロッパや先進国のように、土木こそが環境デザインであるという意識を函館市が持つことが重要である。

(H委員)

坂のある港町の土木構造物は重要で、尾道とかがあるが、坂に人の生活する空間を造るには、石垣を含めて相当の土木工事をしないと人は住めない。それが素材のルーツであったり、方法だったと考えると、港を通じて他の地域との繋がりを示していて、それが函館の価値となるので重要と考える。

質問として、石垣については、工作物に当たるのではないか。なぜ環境物件となるのか。私が推測するには、伝統的な素材や工法ではないからだと思う。

歴史まちづくり法の中で歴史的風致地区の設定をすれば、土木の工事を含めて国から補助金がでるので検討しているのか。NPOや住民団体の支援のソフト面での補助金もでるので、このような問題がでているなかでは制度の導入も重要だと思う。

(教育委員会生涯学習部文化財課長)

環境物件は保存計画の中で、保存地区内における伝統的建造物および環境物件の決定で定められている。

伝統的建造物は、建造物であって明治、大正、昭和初期に建築された和風、洋風、和洋折衷様式の建築物で、伝統的建造物群の特性をよく表しているもの。

伝統的建造物以外の工作物は、伝統的手法による伝統的建造物群の特性を良く表しているもの。

環境物件は、石垣および樹木などで、この地区を特色づけているものとしている。

(H委員)

土木構造物の価値が、この時点で明らかでなかったのか、あまり評価されなかったため、環境物件とされていたのかと思っていた。

(A委員)

函館の石垣について。L氏の石垣もそうだが、江戸時代の築城建築の名残が残っている。

今後、石垣を環境物件として扱うのを考え直す時期と思われる。函館は、坂または崖の文化で、擁壁で土留めをすることは土木建築であり、それは建築構造物となるため、考え方を改め景観に繋げていくべきと考える。

(C委員)

昨今の歴史的遺産には土木工作物も多く保存されている。弁天方面の石垣は幕末の台場の石を使っているもので、今後、環境物件の扱いをどうしていくか、検証をして、新たな制度を検討していくことが望ましい。

(I委員)

制度の問題と市民の認知度について考えていかなければいけないと思う。

(会長)

環境物件については、既に壊されたり、切られたりしているので認めるしかないが、制度の問題や認知度について議論をしてもらいたい。また、環境物件についての位置づけについても議論を深めてほしい。

(3) 函館市の景観行政の検証について

(会長)

では、議事3の「函館市の景観行政の検証について」事務局から説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本来であれば、みなさんの意見を伺いたいところであるが、時間の都合上、本日は、事務局からの説明のみに留め、意見は後日伺うこととしたい。

(司会〔事務局〕)

【資料2に基づき説明】

(会長)

本来であれば、ここからみなさんの意見を伺うところだが、今日は重要な議事の関係で時間がないため、後ほどみなさんの意見を述べていただきたい。

方法については後日、市役所より連絡する。また、前回の審議会の意見は、お手元の資料にあるので参考にしてほしい。

(C委員)

検証報告書の素案は、最終的にどのように外部に出てくのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

9～10月頃に素案から案に昇格させ、概ね良ければ審議会からの意見を基に成案とする。それを基に今後の景観行政を進めていく。

(C委員)

ここでの内容が総意となるのか。2月に審議会でのこの検証が出されたときに、外部から私の所に電話があり、本当に検証したのかとの問い合わせがあった。

39頁の高層建築物の抑制が居住人口の低下となったとあるが、そんなことはないのかと。それが報告書の101頁の基本方針の検証にも記載されている。

それは検証した結果なのか、それを踏まえてどうだったのか。高層建築物の抑制が居住人口の低下を招いたとは思っていない。今後、言葉も含めて検証してほしい。

(H委員)

超高層建築が増えていくと都市のスポンジ化が進んでいくと報告がある。高層建築が良いという事は言えないと思う。

(C委員)

前回の会議録に対する意見は8月4日までだが、本日の意見は何日までに回答すれば良いか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

調整後、メールや郵送で連絡したい。

(E委員)

せっかくの報告書なので、優秀なデザイナーを使って、広く市民に読んでもらえるような体裁にしてほしい。冊子のデザインは非常に強い力を持っているので、難しいかもしれないが実現してほしい。

(会長)

他にも意見があると思うが、意見は事務局へ強く伝えてほしい。

—— **(4) 屋外広告物の安全管理に係る規則の一部改正について** ——

(会長)

議事4の「屋外広告物の安全管理に係る規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)

【資料3に基づき説明】

(会長)

これについて、意見・質問はあるか。

(C委員)

10㎡以下のように基準を決めると、例えば9.7㎡だったら良いのかという議論がでてくる。

私もどうしたら良いかわからないが、高さがあると小さな落下物でも被害が大きいに思えるが、その辺は案として取り込む方法はあるか。1㎡でも高さがあれば危険だと思うので、その辺を押さえてほしい。

面積だけだと際のところが処理できなくなってしまうので検討してほしい。

(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)

看板等は、基本的に広告主の管理責任があり、その中で申請に対して許可をする事務手続きは、現在の函館市で1,000件の許可、広告物の物件数は5,600件くらいと言う状況であり、今後は管理者の設置が必要の無い700件以上が新たに点検することになる。

これは北海道と同じ基準であるが、今の話は、さらにそれ以上、広告物であれば全て許可を必要とする話だと思うので、それについては北海道や他都市の状況を踏まえながら調査し、今後の検討課題として受け止めたい。

(C委員)

義務づけをするか、管理責任は問わないが何かしてくださいなどといった担保がなくて、果たして良いのかと思う。

要は高さであり、面積だけではないと感じている。今後の展開で検討して取り組んでほしい。

(会長)

事務局には今の意見を参考にして進めてほしい。本日の議事はこれで全て終了するが、ほかに意見はあるか。

(委員一同)

【意見なし】

(会長)

それでは、私の進行を終了する。

3 閉 会

(司会〔事務局〕)

議事2および議事3については、いずれも日程調整を進める。

以上をもって、平成29年度第1回函館市都市景観審議会を終了する。